

## 措置状況報告書

監査の名称：令和2年度 定期監査

部 局 名：企画部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p><b>[スポーツ振興課]</b>  <b>(1) 収納金の管理状況について</b>                      ア 収納した現金を速やかに指定金融機関等に払い込んでいないもの                      大分市財務規則の規定では、出納員等は、納入義務者から現金を直接収納したときは、速やかに指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。                      しかしながら、体育館使用料や複写に係る実費等として直接収納した現金を速やかに指定金融機関等へ払い込んでいないものが見受けられた。                      今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p><b>[スポーツ振興課]</b>  <b>(2) 領収証書等について</b>                      ア 収納した現金の事務処理が適正に行われていないもの                      大分市財務規則の規定では、出納員等は、納入義務者から現金を直接収納したときは、速やかに払込書兼領収済通知書にその現金及び収納金納付簿を添えて指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。                      しかしながら、ロッカー使用料や公衆電話料等として直接収納した現金を、収納金納付簿を添えずに指定金融機関等へ払い込んでいるものが見受けられた。                      今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p><b>[スポーツ振興課]</b>                      ご指摘のありました収納した現金の払い込みについては、現金を直接収納したときは、速やかに指定金融機関へ払い込むようにいたしました。                      今後は、規則に従い適正な事務処理に努めます。</p> <p><b>[スポーツ振興課]</b>                      ご指摘のありました収納した現金の事務処理については、現金を直接収納したときは、収納金納付簿を添えて速やかに指定金融機関等へ払い込むようにいたしました。                      今後は、規則に従い適正な事務処理に努めます。</p>	

## 措置状況報告書

監査の名称：令和2年度 定期監査

部 局 名：財務部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p><b>[資産税課]</b>  <b>(1) 収納金の管理状況について</b>            ア 収納した現金を速やかに指定金融機関等に払い込んでいないもの            大分市財務規則の規定では、出納員等は、納入義務者から現金を直接収納したときは、速やかに指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。            しかしながら、体育館使用料や複写に係る実費等として直接収納した現金を速やかに指定金融機関等へ払い込んでいないものが見受けられた。            今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p><b>[管財課]</b>  <b>(2) 領収証書等について</b>            ア 収納した現金の事務処理が適正に行われていないもの            大分市財務規則の規定では、出納員等は、納入義務者から現金を直接収納したときは、速やかに払込書兼領収済通知書にその現金及び収納金納付簿を添えて指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。            しかしながら、ロッカー使用料や公衆電話料等として直接収納した現金を、収納金納付簿を添えずに指定金融機関等へ払い込んでいるものが見受けられた。            今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p><b>[資産税課]</b>            イ 領収証書の取扱いが適正に行われていないもの            大分市財務規則の規定では、出納員等は、納入義務者から現金を直接収納したときは、納入義務者</p>	<p><b>[資産税課]</b>  <b>(1)</b>            ア 複写に係る実費については、日計ごとに現金を指定金融機関へ払い込みをすることとしたところです。            今後も、適正な事務処理を行います。</p> <p><b>[管財課]</b>  <b>(2) 領収証書等について</b>            ア 公衆電話料として直接収納した現金を指定金融機関へ払い込む際には、必ず収納金納付簿を添えるように改めました。            今後は、適切な事務処理を行います。</p> <p><b>[資産税課]</b>            イ 領収証書の取扱いが適正に行われていないものについて、大分市財務規則に基づき領収証書（第 38 号様式）を交付いたしました。            今後も、適正な事務処理を行います。</p>	

に領収証書を交付することとされている。

しかしながら、複写に係る実費等として現金を直接収納した際、規則に規定する領収証書とは様式の異なる領収書を交付しているものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

## 措置状況報告書

監査の名称：令和2年度 定期監査

部 局 名：市民部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>[佐賀関支所]</p> <p><b>(1) 収納金の管理状況について</b></p> <p>ア 収納した現金を速やかに指定金融機関等に払い込んでいないもの</p> <p>大分市財務規則の規定では、出納員等は、納入義務者から現金を直接収納したときは、速やかに指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、体育館使用料や複写に係る実費等として直接収納した現金を速やかに指定金融機関等へ払い込んでいないものが見受けられた。</p> <p>今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>[佐賀関支所]</p> <p>ア 収納した現金の払い込みにつきましては、現金を直接収納したときは、速やかに指定金融機関等へ払い込むようにいたしました。</p> <p>今後も、規則に従い適正な事務処理に努めます。</p>	

## 措置状況報告書

監査の名称：令和2年度 定期監査

部 局 名：福祉保健部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p><b>[障害福祉課]</b> <b>(1) 収納金の管理状況について</b></p> <p>ア 収納した現金を速やかに指定金融機関等に払い込んでいないもの</p> <p>大分市財務規則の規定では、出納員等は、納入義務者から現金を直接収納したときは、速やかに指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、体育館使用料や複写に係る実費等として直接収納した現金を速やかに指定金融機関等へ払い込んでいないものが見受けられた。</p> <p>今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p><b>[障害福祉課]</b></p> <p>ご指摘のとおり大分市財務規則に基づき、速やかに払い込みを行うことといたしました。</p> <p>今後は適正な事務処理に努めます。</p>	

## 措置状況報告書

監査の名称：令和2年度 定期監査

部 局 名：子どもすこやか部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p><b>[保育・幼児教育課]</b>  <b>(1) 収納金の管理状況について</b>                      ア 収納した現金を速やかに指定金融機関等に払い込んでいないもの                      大分市財務規則の規定では、出納員等は、納入義務者から現金を直接収納したときは、速やかに指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。                      しかしながら、体育館使用料や複写に係る実費等として直接収納した現金を速やかに指定金融機関等へ払い込んでいないものが見受けられた。                      今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p><b>[保育・幼児教育課]</b>  <b>(2) 領収証書等について</b>                      ア 収納した現金の事務処理が適正に行われていないもの                      大分市財務規則の規定では、出納員等は、納入義務者から現金を直接収納したときは、速やかに払込書兼領収済通知書にその現金及び収納金納付簿を添えて指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。                      しかしながら、ロッカー使用料や公衆電話料等として直接収納した現金を、収納金納付簿を添えずに指定金融機関等へ払い込んでいるものが見受けられた。                      今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p><b>[保育・幼児教育課]</b>                      (1) 収納金の管理状況について                      ア 直接収納した現金については、速やかに指定金融機関へ払い込むようにいたしました。                      今後は、規則に従い適正な事務処理に努めます。</p> <p><b>[保育・幼児教育課]</b>                      (2) 領収証書等について                      ア 直接収納した現金については、速やかに払込書兼領収済通知書にその現金及び収納金納付簿を添えて指定金融機関に払い込むようにいたしました。                      今後は、規則に従い適正な事務処理に努めます。</p>	

## 措置状況報告書

監査の名称：令和2年度 定期監査

部 局 名：商工労働観光部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p><b>〔観光課〕</b> <b>（２）領収証書等について</b></p> <p>ア 収納した現金の事務処理が適正に行われていないもの</p> <p>大分市財務規則の規定では、出納員等は、納入義務者から現金を直接収納したときは、速やかに払込書兼領収済通知書にその現金及び収納金納付簿を添えて指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、ロッカー使用料や公衆電話料等として直接収納した現金を、収納金納付簿を添えずに指定金融機関等へ払い込んでいたものが見受けられた。</p> <p>今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p><b>〔観光課〕</b> <b>（２）</b></p> <p>ア 高崎山おさる館におけるコインロッカー使用料について、収納金納付簿を作成し、指定金融機関への払い込みの際に収納金納付簿を添えるように改めました。</p> <p>今後は適正な事務処理を行います。</p>	

## 措置状況報告書

監査の名称：令和2年度 定期監査

部 局 名：教育部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p><b>[学校施設課] [体育保健課]</b>  <b>(1) 収納金の管理状況について</b>                      ア 収納した現金を速やかに指定金融機関等に払い込んでいないもの                          大分市財務規則の規定では、出納員等は、納入義務者から現金を直接収納したときは、速やかに指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。                          しかしながら、体育館使用料や複写に係る実費等として直接収納した現金を速やかに指定金融機関等へ払い込んでいないものが見受けられた。                          今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p><b>[体育保健課]</b>  <b>(2) 領収証書等について</b>                      ア 収納した現金の事務処理が適正に行われていないもの                          大分市財務規則の規定では、出納員等は、納入義務者から現金を直接収納したときは、速やかに払込書兼領収済通知書にその現金及び収納金納付簿を添えて指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。                          しかしながら、ロッカー使用料や公衆電話料等として直接収納した現金を、収納金納付簿を添えずに指定金融機関等へ払い込んでいるものが見受けられた。                          今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p><b>[体育保健課]</b>                      イ 領収証書の取扱いが適正に行われていないもの                          大分市財務規則の規定では、出納員等は、納入義務者から現金を直接収納したときは、納入義務者</p>	<p><b>[学校施設課]</b>                      ご指摘のありました収納した現金の払い込みについては、現金を直接収納した後のチェック体制を徹底し、速やかに指定金融機関等へ払い込むようにいたしました。今後は、規則に従い適正な事務処理に努めます。</p> <p><b>[体育保健課]</b>                      ご指摘のありました事務につきましては、事務処理方法の見直しを行うことで、再発防止のための体制を整備しました。                      その他の現金の直接収納を行う事務につきましても、収納後は速やかに指定金融機関等へ払い込むようにし、規則に従い適切な事務処理に努めます。</p> <p><b>[体育保健課]</b>                      ご指摘のありました事務につきましては、事務処理方法の見直しを行うことで、再発防止のための体制を整備しました。                      その他の現金の直接収納を行う事務につきましても、速やかに払込書兼領収済通知書にその現金及び収納金納付簿を添えて指定金融機関等に払い込み、規則に従い適切な事務処理に努めます。</p> <p><b>[体育保健課]</b>                      ご指摘のありました事務につきましては、事務処理方法の見直しを行うことで、再発防止のための体制を整備しました。                      その他の現金の直接収納を行う事務につきましても、規定された領収証書を交付</p>	

に領収証書を交付することとされている。

しかしながら、複写に係る実費等として現金を直接収納した際、規則に規定する領収証書とは様式の異なる領収書を交付しているものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

し、規則に従い適切な事務処理に努めます。